

平成25年5月16日

各位

ハウスコム株式会社  
代表取締役社長 落合 巧  
(JASDAQコード番号：3275)  
問合せ先  
経営企画室兼広報IR室 課長 佐々木 司  
電話 03-6717-6939

## 株式報酬型ストックオプション制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成25年5月16日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成25年6月24日開催予定の当社定時株主総会に付議することにいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式報酬型ストックオプションの導入の理由

当社は、取締役の報酬制度に関し当社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めること、及び株主との価値共有を進めることを目的に、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする株式報酬型ストックオプションを割り当てることといたします。取締役に対して割り当てる株式報酬型ストックオプションについては、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権に関する報酬等についての議案を、平成25年6月24日開催予定の定時株主総会に付議いたします。

なお、監査役についてはその職務の性質に鑑み、株式報酬型ストックオプション制度の対象とはいたしません。

#### 2. 株式報酬型ストックオプションを導入するために付議する議案の内容

現在の取締役の報酬等の総額は、平成20年6月27日開催の当社第10期定時株主総会において、年額150,000千円以内としてご決議をいただいたものでありますが、従来の取締役の報酬等の額とは別枠として、年額30,000千円以内の範囲で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

#### 3. 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

##### ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の総数は、取締役（社外取締役を除く）に対しては40,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数の上限とする。各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とし、付与株式数が調整された場合には、取締役（社外取締役を除く）に交付する株式の総数につき、調整後の付与株

式数に下記②の新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

付与株式数の調整は、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

② 新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数400個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

- (i) 新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (ii) 新株予約権の一部のみの行使は出来ないものとする。
- (iii) その他の新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

⑧ 新株予約権のその他の内容

新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上